

## 公立大学法人横浜市立大学規程第128号

### 公立大学法人横浜市立大学ラジオアイソトープ研究センター放射性同位元素利用規程

#### (趣旨)

第1条 公立大学法人横浜市立大学ラジオアイソトープ研究センター（以下「RI 研究センター」という。）における放射性同位元素（以下「RI 等」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。

#### (適用範囲)

第2条 本規程は、RI 研究センターにおいて、RI 等を使用して教育・研究を行う放射線業務従事者に適用する。

#### (放射線業務従事者)

第3条 放射線業務従事者は、次の各号の一に該当する者で、別に定める申請書を提出し RI 研究センター長の許可を受けた者とする。

- (1) 本学の教員及びこれに準ずる者
- (2) 本学の学生・大学院学生及び研究生等
- (3) その他、RI 研究センター長が適當と認めた者

#### (変更の届出)

第4条 前条の許可を受けた放射線業務従事者は、申請書の記載事項の内、所属教室及び登録教室に変更が生じたときは、速やかに届け出て改めて許可を受けなければならない。

#### (RI 等の使用の制限)

第5条 放射線業務従事者は、RI 研究センター以外の実験室等を使用してはならない。

2 放射線業務従事者は、RI 研究センター内の機器を所定の位置より許可なく移動してはならない。

#### (許可の取消し等)

第6条 放射線業務従事者が、次の各号の一に該当する場合には、RI 研究センター長は、その者の所属する研究グループの許可を取消し、又は利用を一定期間停止することができる。

- (1) 放射線障害防止に関する関係法令若しくは公立大学法人横浜市立大学ラジオアイソトープ研究センター放射線障害予防規程（以下「予防規程」という）に違反したとき
- (2) この規程及び別に定める利用細則に違反したとき
- (3) 放射線障害防止等に関する放射線取扱主任者の指示等に従わないとき
- (4) RI 等の取扱能力に欠けると認められるとき

#### (放射線業務従事者の義務)

第7条 放射線業務従事者は、研究等を終了又は中止したときは、速やかに実験室等を原状に復するとともに汚染検査を行う。汚染を発見したときは直ちに除染処理し、その結

果を管理室に報告しなければならない。

2 放射線業務従事者は、RI 等の取扱い（使用、保管、運搬、廃棄等）について、予防規程、この規程及び利用細則に従わなければならない。

（利用の時間）

第 8 条 RI 研究センターの利用時間は、原則として平日は 9 時から 17 時とし、土曜日、日曜日、祝祭日は休館とする。

2 前項の規定にかかわらず、RI 研究センター長が RI 研究センターの管理運営上特に必要と認めるときは、休館とすることができます。

（改廃）

第 9 条 この規程の改廃は、放射性同位元素委員会（以下「RI 委員会」という）の議を経るものとする。

（雑則）

第 10 条 この規程を施行するために必要な事項は、RI 委員会の議を経て、RI 研究センター長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

この規程は、平成 17 年 8 月 17 日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

この規程は、平成 18 年 11 月 13 日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。